

市で収集・処理しないもの

家電リサイクル法対象品目

家電リサイクル法により、下記の家電4品目については販売店が引き取り、家電メーカーでリサイクルすること
が義務付けられています。市の収集に出したり、市の施設に自己搬入することはできません。分解したものも収集
しませんので、必ず適正にリサイクルしてください。

対象品目	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	エアコン
	ブラウン管 液晶 プラズマ			
リサイクル 料金*(税別)	15型以下1,700円～ 16型以上2,700円～	170ℓ以下3,600円～ 171ℓ以上4,600円～	2,400円～	1,500円～

*メーカー等によって異なることがあります。

- リサイクルの方法は次のとおりです。
運搬を家電販売店や許可業者に頼むか、自分で持ち込むかによって、申込先や料金が異なります。

排出方法	買い替えるとき	買い替えないとき	自分で指定引取場所 まで運ぶとき
	新しい製品を 購入するお店に 引取を依頼	以前購入したお店が わかる 以前その製品を 購入したお店に 引取を依頼	購入したお店が わからない/存在しない 引越などで遠くなった 下記の許可業者に 引取を依頼するか 自分で持ち込む
支払う料金	リサイクル料金(全国で一律) + 収集運搬料金(各販売店・収集業者がそれぞれ設定)		リサイクル料金 (+振込手数料)

【リサイクル家電収集運搬許可業者】 自宅引取の依頼も、直接持ち込むこともできます。各社にお問い合わせください。

石塚商事(有)	日の出町638番地5	☎23-9838
(有)岩見沢古紙資源センター	南町7条3丁目4番1号	☎25-0391
岩見沢清掃(株)	南町7条1丁目4番9号	☎22-4447

【指定引取場所】 事前に営業時間やリサイクル料金等をご確認の上、郵便局でリサイクル料金を振り込んでからお持ちください。

(有)北修	岡山町12番地47	☎35-1684
-------	-----------	----------

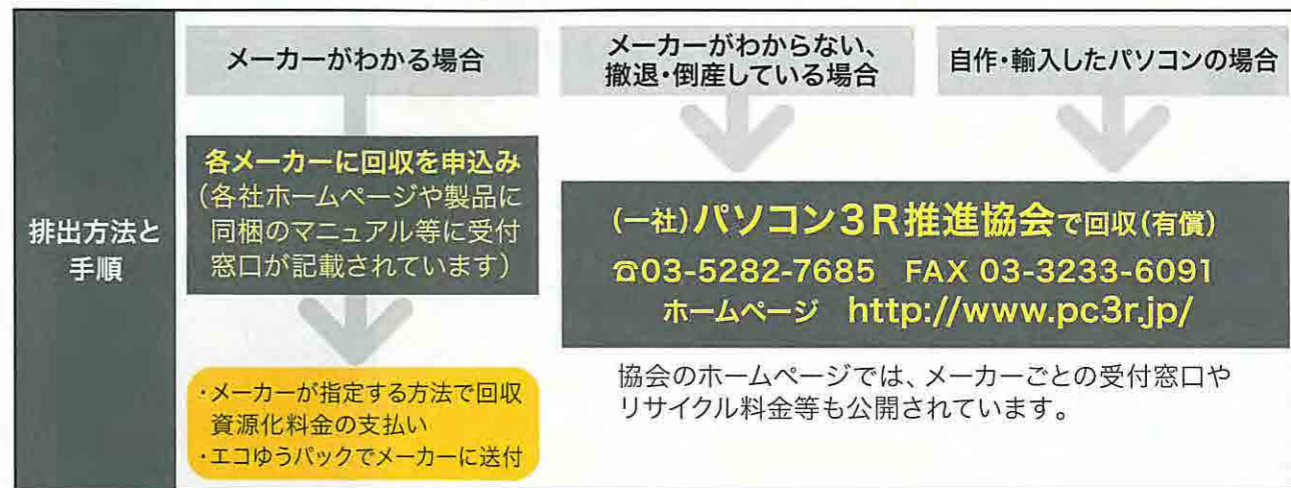
(一財)家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページ(<http://www.rkc.aeha.or.jp/>)では、
対象となる家電製品やメーカーごとのリサイクル料金などが確認できます。

パソコン

資源有効利用促進法(パソコンリサイクル法)により、家庭用の使用済みパソコンは各メーカーが回収しリサイクル
されます。廃棄の際は、**各メーカーに直接回収の申込み**をしてください。市では回収・処理しません。

対象品目	デスクトップ型パソコン (本体)	ノートパソコン	ディスプレイ(一体型のものを含む)	
			(ブラウン管 (CRT)型)	(液晶型)
リサイクル 料金*(税別)	3,000円～	3,000円～	4,000円～	3,000円～

*メーカー等によって異なることがあります。 ※購入時製品に同梱されていた付属装置は、パソコンと一緒に梱包して送ること
ができます。(キーボード、マウス、テンキー、ケーブル、マイク、スピーカーなど)



- PCリサイクルマークがついているパソコン(平成15(2003)年10月以降に販売されたもの)は、
購入代金に処理費用が含まれていますので、リサイクル費用・運送費ともに**無料で処理できます**。
- 下記のものパソコンリサイクルの**対象外**です。
周辺機器(プリンター、スキャナー、サーバーなど)、ワープロ、付属の取扱説明書などの紙類、CD-ROMなどの媒体
- 排出の際は、必ずハードディスクのデータを消去してください。

一時多量ごみ

引越など**一時的な多量のごみを一度に処理**する場合は、ごみステーションには出せません。自分で市の
処理施設に運ぶか **P.31**、市が許可する収集運搬業者 **P.32** に依頼してください。

事業系ごみ

会社や店舗、事務所など営利・非営利を問わず事業活動に伴って出たごみは、ごみステーションには出せません。
事業者の責任において、市が許可する収集運搬業者と契約するなど、適正に処理しなければなりません。

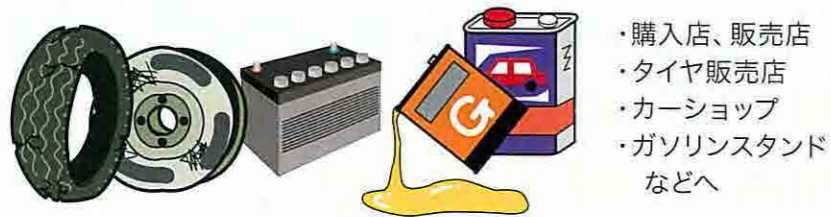
請負工事から出たごみ

業者に依頼して交換したものなど、請負工事によって発生したごみは、工事を請け負った業者の責任において
適正に処理しなければなりません。

処理困難物

専門的な処理が必要など、市の処理施設では適正に処理できない下記のものを、処理困難物として指定しています。**販売店や処理業者に直接相談**してください。市では回収・処理しません。

● 廃タイヤ ● バッテリー ● 廃油 (オイル・ガソリン・灯油など)



・購入店、販売店
 ・タイヤ販売店
 ・カーショップ
 ・ガソリンスタンド
 などへ

● プロパンガスボンベ

購入店、販売店へ



● 消火器 購入店・販売店か、下記の消火器リサイクル窓口へ



(有)北央防災設備 6西12 ☎22-8686
 (株)いわせき 5東1 ☎22-1800
 協和総合管理(株)岩見沢(営) 4西13 ☎23-9171

※エアゾール式消火具(スプレータイプ)は消火器ではありませんので、使い切って「危険ごみ(スプレー)」で出してください。

(株)消火器リサイクル推進センター

☎03-5829-6773
<http://www.ferpc.jp/>

● バイク メーカーでリサイクルしています。 購入店・販売店か、下記の二輪車リサイクル取扱店へ



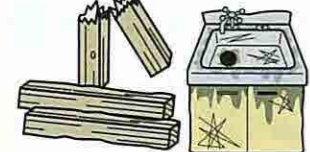
(有)岩見沢オートスタープロジェクト 5東10 ☎22-4641
 (有)バイク&サイクルもんま 9東1 ☎24-1434
 (有)辰田商会 北本町西1 ☎22-4253
 (有)砂原商会 美園6-6 ☎22-2606

二輪車リサイクルコールセンター

☎03-3598-8075
<http://www.jarc.or.jp/>

● 建材・住宅設備の一部 ● コンクリート・ブロックなど

・業者が解体・撤去した場合 ⇒ 業者に処分してもらってください(産業廃棄物)
 ・自身で解体・撤去した場合 ⇒ 下記の一般廃棄物処分業許可業者へ
 ※処理できるものとできないものがありますので、お問い合わせください。



空知環境総合(株) ☎22-0478
 昭和マテリアル(株) ☎26-3636 (木類のみ)
 小谷産業(株) ☎26-3838 (木類・コンクリートなど)
 (株)北豊商建 ☎55-3223 (木類・コンクリートなど)
 (株)岩見沢古紙資源センター ☎25-0391 (プラスチック・金属類・紙類)

● エンジン付き機械 (発電機・除雪機・融雪機・草刈機など)



購入店、販売店、金属商などへ

● 注射器・針などの在宅医療ごみ P.9



かかりつけの医療機関や薬局へ

● 農薬・劇薬などの薬品



販売店、製造元などへ

● 庭土・石・土砂 (自然物でありごみではありません)

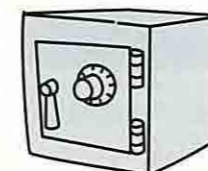


建設・土木・造園業者等にご相談ください

● ピアノ 販売店か買取専門店へ



● 耐火金庫 下記の業者へ



(有)岩見沢パートナーシップ ☎22-0478

ごみ処理手数料負担軽減制度

地域の清掃ごみや、紙おむつなどリサイクルが困難なごみが出る世帯を対象に、指定ごみ袋を一定枚数交付し、負担を軽減します。

ボランティア袋(清掃ごみ)

道路や公園、側溝など、公共の場所を清掃する際には「ボランティア袋(40ℓ)」を交付し、無料で収集します。

対象 公共の場所において、環境美化活動(清掃)を行う市民および団体

対象ごみ 地域の一斉清掃やボランティア清掃で収集したごみ

※ 公共の場所の清掃に伴うごみ以外のものを入れることはできません。
 私有地や事業所、共同住宅の敷地から発生する刈草・落ち葉・剪定枝や、ごみステーションの清掃に伴うごみなどは対象外です。

利用方法 「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分けて、袋の該当する分別区分に○をつけて、指定の方法で出してください(申請時にお知らせします)。

配布枚数 団体の場合：清掃活動への参加人数×2枚
 個人の場合：最大10枚まで

申請方法 市役所廃棄物対策課窓口で申請を受け付け、その場で交付します。

負担軽減措置

次の世帯を対象に、「燃やせるごみ」の指定ごみ袋(20ℓ)を一定枚数交付してごみ処理手数料の負担軽減を行います。なお、交付を受けるには申請が必要です(一部を除く)。

負担軽減の対象	申請に必要なもの
2歳未満の乳幼児	申請は不要です。
岩見沢市障がい者日常生活用具給付事業で、紙おむつ、ストマ用装具(人工膀胱・肛門)の給付を受けられている方(在宅)	・申請書 ・岩見沢市障がい者日常生活用具給付事業決定通知書(写) ・申立書
要介護4以上の認定を受け、常時紙おむつを使用している方(在宅)	・申請書 ・介護保険被保険者証 ・申立書

【交付枚数】 申請時期等によって異なります。

【申請窓口】 市役所廃棄物対策課

新・ごみ出しルール P.1-4
 分け方・出し方一覧 P.5-6
 燃やせるごみ P.7-8
 燃やせないごみ P.9
 危険ごみ P.10
 プラスチック製容器包装 P.11-12
 びん・缶・ペットボトル P.13
 紙類 P.14
 大型ごみ P.15-16
 収集曜日一覧 P.17
 資源拠点回収 P.18-21
 クリーンエコ P.22
 集団資源回収 P.23-24
 生ごみ減量・助成制度 P.25-26
 市で収集しないごみ P.27-29
 ボランティア袋と負担軽減 P.30
 処理施設自己搬入 P.31

家庭ごみの自己搬入

平成27年4月から
有料 10kgあたり
 100円

◎持ち込む場合は、指定ごみ袋 及び ごみ処理券は使わないでください。
 袋を使う場合は(半)透明の袋で!

引越しなどで一時的にごみが多量に出た場合や、次の収集日まで待てない場合など、家庭ごみを自分で処理施設に運び入れることができます(有料)。なお、他人のごみを市の許可なく運搬することは法律で禁じられていますので、必ずご自身で運搬するか、市のごみ収集運搬許可業者に依頼して適正に処理してください。

搬入場所

いわみざわ環境クリーンプラザ いわ☆ぴか

- 所在地 東山町297番地
- 受入時間 月～土曜日(祝日を含む)の午前9時～午後5時
- ※日曜日、1月1日は受入しません。
- ※平成27年3月までは、変わらずじん芥処理センター(日の出町507番地)



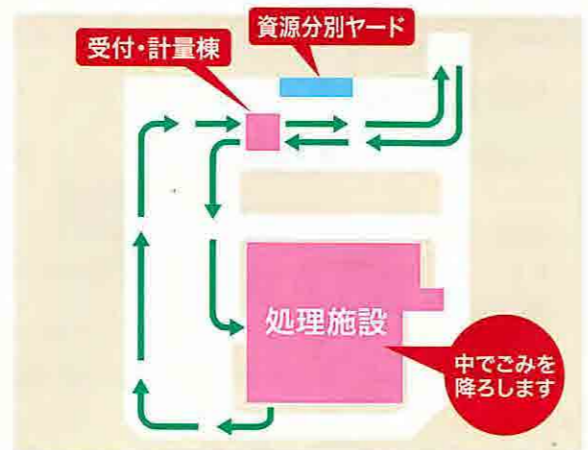
ごみ処理手数料と支払方法

- 燃やせるごみ
 - 燃やせないごみ
 - 大型ごみ
- 10kgにつき 100円
- …計量棟退場時に、現金でお支払いいただきます。
- プラスチック製容器包装
 - びん・缶・ペットボトル
 - 紙類(事業者は有料)
 - 危険ごみ(事業者は有料)
- 資源ごみは 無料
- …右図の「資源分別ヤード」に分別して入れてください。



搬入の流れ

- 事前の予約は必要ありません。
 右図の矢印に従って
- ① 計量棟で受付(住所・氏名等をご記入いただきます)
 - ② 車ごと重さを量り、持ち込んだごみの種類等を確認
 - ③ 誘導員の指示に従ってごみの種類ごとに指定の場所に搬入
 - ④ 再び計量棟に戻って計量し、手数料を納める



● 場内では誘導員の指示に従ってください。
 ● 家庭または事業所で出たごみを、自分で搬入した場合のみ受入します。
 ● あらかじめきちんと分別して、運搬中に飛散しないようにして搬入してください。
 ● 産業廃棄物、市指定の処理困難物 **P.29** は受入しません。

収集業者・事業ごみ・し尿

ごみ収集運搬許可業者一覧

引越しなどでごみが多量に出る場合や、大型ごみを家の前まで出すことが困難な場合など、市が許可した下記のごみ収集運搬業者に依頼してごみを運んでもらうことができます(有料)。

業者名	電話番号	住所
石塚商事(有)	23-9838	日の出町638番地5
(有)岩見沢古紙資源センター	25-0391	南町7条3丁目4番1号
岩見沢清掃(株)	22-4447	南町7条1丁目4番9号
(有)岩田環境	45-4790	栗沢町最上8番地4
(有)カワバタ衛生企画	45-2261	栗沢町最上8番地8
(有)こぶし清掃	25-5858	5条東5丁目3番地2
空知環境総合(株)	22-0478	宝水町207番地1
富樫清掃(株)	22-0616	岡山町129番地14
(有)北斗清掃	32-4000	御茶の水町120番地
(有)米津環境清掃	46-2307	栗沢町美流渡末広町24番地4
渡辺商店	24-5795	3条東2丁目3番地1

【条件付き許可】

業者名	電話番号	住所	許可条件
(公社)岩見沢市シルバー人材センター	24-4255	5条西3丁目1番地1	草・木限定
(株)道央通商	23-3584	2条東13丁目3番地	引越しを依頼したときのみ

- 他者にごみの収集・運搬を委託する場合、岩見沢市が許可している上記の業者に依頼しなければなりません。許可なく他人のごみを運搬した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき罰せられます。
- 収集運搬料金(処理手数料を含む)については各社にお問い合わせください。

事業系ごみの処理

事業所から出るごみは、市で収集しません。事業者の責任において適正に処理してください。

- ① 自ら処理施設に運搬する……ごみを分別して自ら運んでください。
- ② 上記収集運搬許可業者に依頼する……自ら運べない場合は、上記の許可業者に依頼してください。

- ごみステーションに事業系ごみを出すことはできません。
- 紙類やびん・缶・ペットボトルなどはきちんと分別して、資源として収集業者に引き渡してください。
- 産業廃棄物は、市では収集できません。産業廃棄物処理業者に依頼して適正に処分してください。

し尿の汲取り

各業者に直接申込んでください(市役所では受付しません)。
 汲取りまで日数を要する場合がありますので、あらかじめ余裕をもってご連絡ください。
 お住まいの地域によって担当業者が決まっています。不明の場合は廃棄物対策課へお問い合わせください。

業者名	電話番号	住所
(有)カワバタ衛生企画	45-2261	栗沢町最上8番地8
空知環境総合(株)	22-0478	宝水町207番地1
富樫清掃(株)	22-0616	岡山町129番地14
(有)米津環境清掃	46-2307	栗沢町美流渡末広町24番地4

収集業者・事業ごみ・し尿 P.32

ごみ分別辞典 P.33-50